



事 務 連 絡

平成29年10月30日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

医 事 課

歯 科 保 健 課

看 護 課

健康局がん・疾病対策課

医療関係職種の養成所・養成施設における
B型肝炎に関する教育の推進について（依頼）

医療関係職種の養成所・養成施設における教育の推進について、平素よりご尽力を頂き厚く御礼申し上げます。

厚生労働省においては、集団予防接種等の際の注射器の連続使用によるB型肝炎ウイルスの感染被害の再発防止等にあたって、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団と協議の場を設けており、平成28年7月15日に開催された定期協議において、医療関係職種の養成所・養成施設における感染拡大防止（再発防止）教育及び偏見差別防止教育の充実等の要望がなされました。

この要望を受け、平成28年度厚生労働科学特別研究「医療従事者養成課程におけるB型肝炎に関する教育についての研究」（研究代表者 操華子）（以下「厚労科研」という。）において、看護師、准看護師、歯科衛生士、臨床検査技師養成所におけるB型肝炎に関する教育内容・方法等についての実施状況を調査したところ、B型肝炎ウイルス及びB型肝炎ウイルスの持続感染者に対する偏見差別防止のための教育や歴史的事実について取り扱っていない養成所が多く存することが明らかとなりました。

B型肝炎に係る感染拡大防止と偏見差別防止のため、B型肝炎に関する教育を実施することは重要であり、各都道府県においては、貴管下の医療関係職種の養成所・養成施設におけるB型肝炎に関する教育が推進されるよう、以下の点にご留意の上、ご指導をお願いいたします。なお、当該研究では上記4職種を対象とし調査を実施しましたが、4職種に限定せず、医療関係職種の養成所・養成施設に広くご周知をお願いいたします。

記

1. B型肝炎等に関する教育内容の充実について

「厚労科研」（別添）において、「標準予防策」や「B型肝炎ウイルス」についての講義は広く実施されていたものの、必ずしも全ての養成所で実施されて

はないこと、偏見差別防止のための教育や歴史的事実について取り扱っていない養成所が多いことが明らかとなった。

これを踏まえ、貴管下の医療関係職種の養成所・養成施設に対し、B型肝炎に関する教育が推進されるよう指導いただくとともに、感染拡大防止と偏見差別防止のためにB型肝炎被害の歴史的事実を踏まえた教育がなされるよう周知願いたい。

※研究報告書は下記の URL でご覧いただけます。

<http://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/NIDD00.do?resrchNum=201605021A#selectHokoku>

2. B型肝炎に関する教育方法の工夫について

B型肝炎に関する教育において、患者や患者家族の声を直接聞く機会（患者講義）を授業に取り入れることが教育方法の工夫の一つとして挙げられる。全国B型肝炎訴訟原告団・弁護士から、患者講義の問い合わせ先について情報提供があったため、各養成所・養成施設が活用を検討できるよう周知願いたい。

【患者講義の問い合わせ先】

〒590-0072

大阪府堺市堺区中向陽町2丁3番13号 西田司法ビル3階

西田・真鍋法律事務所 弁護士 西田敦

TEL：072-225-5111

FAX：072-225-5112

E-mail：info@nishida-atsushi-law.jp

3. 本事務連絡の対象養成所・養成施設

本事務連絡の内容は、以下の医療関係職種の養成所・養成施設に周知願いたい。

保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師

【照会先】

厚生労働省医政局・健康局

TEL：03-5253-1111

・保健師、助産師、看護師について

看護課 大屋（内線2595）

・救急救命士について

地域医療計画課 飯塚（内線2597）

・歯科衛生士、歯科技工士について

歯科保健課 古殿（内線4141）

・上記以外の職種について

医事課 井上（内線2568）

・B型肝炎訴訟に関することについて

がん・疾病対策課 片山（内線2985）

医療従事者養成課程におけるB型肝炎に関する教育についての研究

背景

- 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」において、肝炎ウイルスの感染者及び患者に対する不当な差別が存在することが指摘されており、医療従事者となる者に対しての普及啓発は特に重要な役割を担う。
- 全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団から、「感染拡大防止（再発防止）教育及び偏見差別防止教育の充実」について、医療従事者への基礎教育において、集団予防接種等におけるB型肝炎感染の歴史的事実・教訓や標準予防策の徹底等を取り上げることが求められている。

目的

医療従事者（看護師、准看護師、臨床検査技師、歯科衛生士）養成課程におけるB型肝炎に関する教育（歴史的事実・教訓や標準予防策の徹底等について）の実施状況を明らかにする

研究結果

	回答数 (回収率)	講義の実施		啓発教育の実施		
		標準予防策※	B型肝炎 ウイルス/ 感染症	偏見差別防止 のための教育	うち、歴史的 事実の取扱い	患者・家族の声 を直接聞く機会
看護師	400校 (57%)	386校 (97%)	388校 (97%)	132校 (33%)	114校 (86%)	8校
准看護師	158校 (73%)	152校 (96%)	152校 (96%)	56校 (35%)	47校 (84%)	1校
臨床検査技師	10校 (44%)	8校 (80%)	10校 (100%)	2校 (20%)	1校 (50%)	0校
歯科衛生士	100校 (68%)	100校 (100%)	97校 (97%)	54校 (54%)	40校 (74%)	0校

感染予防やB型肝炎についての基本的な知識は、ほぼ全ての課程で教授されていた

偏見差別防止のための教育は半分に満たない程度であり、歴史的事実についても取り扱っていない課程が多かった

講師候補の情報や機会が無いこと等の理由から、患者講義を行っていない課程がほとんどだった

※標準予防策（スタンダードプリコーション）：全ての患者の血液・体液・分泌物・排泄物は感染の危険があるとみなし感染対策を行う考え方